

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| 第 1 章 総 則 第 1 節 納税地及び納税義務 第 2 節 事業年度 第 3 節 同族会社 第 4 節 組織再編成 第 5 節 資本等の金額及び資本等取引 第 6 節 利益積立金額 第 7 節 仮決算における経理 | 第 1 章 総 則 第 1 節 納税地及び納税義務 第 2 節 事業年度 第 3 節 同族会社 第 4 節 資本等の金額及び資本等取引 第 5 節 利益積立金額 第 6 節 仮決算における経理 |
| 第 3 章 受取配当等 第 1 節 受取配当等の金額 第 2 節 負債の利子の計算 第 1 款 支払利子 第 2 款 特定利子 第 3 款 控除する負債の利子の計算 | 第 3 章 受取配当等 第 1 節 受取配当等の金額 第 1 款 利益の配当等 第 2 款 みなし配当 第 2 節 負債の利子の計算 第 1 款 支払利子 第 2 款 特定利子 第 3 款 控除する負債の利子の計算 |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払賞与の免除益</p> <p>第8章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第10章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> | <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第2節 合併差益金等</p> <p>第1款 合併差益金の計算等</p> <p>第2款 被合併法人の合併事業年度の所得金額等の計算</p> <p>第3款 合併法人の合併事業年度の所得金額等の計算</p> <p>第3節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払賞与の免除益</p> <p>第8章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第10章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第7節 特定出資により取得した有価証券の圧縮記帳</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 <u>個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</u></p> <p>第3款 <u>一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</u></p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p>第4節 退職給与引当金</p> <p>第1款 退職給与規程</p> <p>第2款 退職給与引当金の繰入れ</p> <p>第3款 退職給与引当金の取崩し</p> <p>第4款 退職年金制度等を採用している場合の繰入限度額等</p> <p>第5款 使用人が転籍又は出向した場合の繰入限度額等</p> <p><u>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</u></p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p><u>第12章の3 リース取引</u></p> <p>第1節 リース取引の意義</p> <p>第2節 売買とされるリース取引</p> <p>第1款 売買とされるリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> | <p>第11章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 <u>個別評価による繰入れ</u></p> <p>第3款 <u>一括評価による繰入れ</u></p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p>第4節 退職給与引当金</p> <p>第1款 退職給与規程</p> <p>第2款 退職給与引当金の繰入れ</p> <p>第3款 退職給与引当金の取崩し</p> <p>第4款 退職年金制度等を採用している場合の繰入限度額等</p> <p>第5款 使用人が転籍又は出向した場合の繰入限度額等</p> <p><u>第12章の2 リース取引</u></p> <p>第1節 リース取引の意義</p> <p>第2節 売買とされるリース取引</p> <p>第1款 売買とされるリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>第3節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p>第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p>第2款 譲渡人の処理</p> <p>第3款 譲受人の処理</p> <p>第19章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例</p> | <p>第3節 金銭の貸借とされるリース取引</p> <p>第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p>第2款 譲渡人の処理</p> <p>第3款 譲受人の処理</p> <p>第19章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例</p> <p>第1節 <u>解散の場合の清算所得に対する法人税</u></p> <p>第2節 <u>合併の場合の清算所得に対する法人税</u></p> |